

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年5月30日(2013.5.30)

【公開番号】特開2013-73138(P2013-73138A)

【公開日】平成25年4月22日(2013.4.22)

【年通号数】公開・登録公報2013-019

【出願番号】特願2011-213753(P2011-213753)

【国際特許分類】

G 03 G 21/18 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/00 5 5 6

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像形成装置に着脱自在なプロセスカートリッジであって、
静電潜像を形成する感光体ドラムと、
前記感光体ドラムに固定された筒状の取付部を有するフランジと、
前記フランジの前記取付部に摺動可能に圧入される負荷部材と、
前記フランジを保持するためのフレームと、を有し、
前記フレームは前記感光体ドラムの軸方向で前記感光体ドラム側に突出する凸部を備え

、
前記負荷部材の一端部は前記凸部の規制面によって回転を規制されること
を特徴とするプロセスカートリッジ。

【請求項2】

前記負荷部材の前記フランジとの摺動幅は、前記フランジの取付部の幅よりも狭いことを特徴とする請求項1記載のプロセスカートリッジ。

【請求項3】

前記凸部の規制面は、前記感光体ドラムの回転方向に対して略垂直であること
を特徴とする請求項1記載のプロセスカートリッジ。

【請求項4】

前記負荷部材は導電性の材料であること
を特徴とする請求項1記載のプロセスカートリッジ。

【請求項5】

前記フランジは導電性樹脂材料を用いていること
を特徴とする請求項1記載のプロセスカートリッジ。

【請求項6】

前記凸部の接触面には外部に露出して接続可能なコンタクトを設けたことを特徴とする請求項1記載のプロセスカートリッジ。

【請求項7】

前記凸部の規制面と前記フレームの前記凸部を形成する面との成す角度は鋭角であること

を特徴とする請求項1記載のプロセスカートリッジ。

【請求項 8】

前記凸部の規制面と前記フレームの前記凸部を形成する面との2面に外部に露出して接続可能なコンタクトを備えたこと

を特徴とする請求項1記載のプロセスカートリッジ。

【請求項 9】

前記負荷部材はコイル形状であること

を特徴とする請求項1記載のプロセスカートリッジ。

【請求項 10】

画像形成装置に着脱自在なプロセスカートリッジであって、
静電潜像を形成する感光体ドラムと、

前記感光体ドラムに固定された筒状の取付部を有するフランジと、

前記フランジの前記取付部に摺動可能に圧入されるコイル形状の負荷部材と、

前記フランジを保持するためのもので、前記感光体ドラムの軸方向で前記感光体ドラム側に突出する凸部を備えたフレームと、

前記凸部の規制面に接続される第1の接触面と、外部に露出して接続可能な第2の接触面を有するコンタクトと、を備え、

前記負荷部材の一端部は前記第1の接触面によって回転を規制され、更に第1の接触面を介して前記コンタクトへの電気的接続が行われること

を特徴とするプロセスカートリッジ。

【請求項 11】

前記コンタクトは、前記フレームの側面側の面を更に有し、

前記負荷部材の一端部は前記コンタクトの前記第1の接触面及び前記フレームの側面側の面によって回転を規制され、更に第1の接触面及び前記フレームの側面側の面を介して前記コンタクトへの電気的接続が行われること

を特徴とする請求項10に記載のプロセスカートリッジ。

【請求項 12】

画像形成装置に着脱自在なプロセスカートリッジであって、

静電潜像を形成する感光体ドラムと、

前記感光体ドラムに固定された筒状の取付部を有するフランジと、

前記フランジの前記取付部に摺動可能に圧入される負荷部材と、

前記フランジを保持するためのフレームと、を有し、

前記フレームは、前記感光体ドラムの回転方向において前記負荷部材の一端部と接触する規制面を備え、

前記負荷部材の一端部は前記フレームの規制面によって回転を規制されること

を特徴とするプロセスカートリッジ。

【請求項 13】

請求項1乃至12のいずれか1項に記載のプロセスカートリッジを用いた画像形成装置

。